

X 関係諸規程

- 1 京都大学通則
- 2 京都大学学位規程
- 3 学位規則
- 4 京都大学における学生納付金に関する規程
- 5 京都大学授業料，入学料免除等規程
- 6 京都大学学生健康診断規程
- 7 京都大学学内掲示等規程
- 8 京都大学学内団体規程
- 9 京都大学学内集会規程
- 10 京都大学学生表彰規程
- 11 京都大学学生寄宿舍規程
- 12 京都大学総合体育館規程
- 13 京都大学総合体育館使用規則
- 14 京都大学北白川スポーツ会館規則
- 15 京都大学白馬山の家使用規程
- 16 京都大学白馬山の家管理要項
- 17 京都大学白浜海の家使用規程
- 18 京都大学白浜海の家管理要項
- 19 京都大学笹ヶ峰ヒュッテ規則

1 京都大学通則

(昭和二十八年四月七日)
(達示第三号制定)

第一章 学 年

第一条 学年は、四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終わる。

第二条 学期は、次の二期とする。

前期 四月一日から九月三十日まで

後期 十月一日から翌年三月三十一日まで

第三条 学年中の定期休業日は、次のとおりとする。

日曜日

土曜日

国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第七十八号）に規定する休日

創立記念日 六月十八日

夏季休業 八月六日から九月三十日まで

冬季休業 十二月二十七日から翌年一月四日まで

第二章 学 部

第三条の二 本学の学部及び学科並びにその学生定員は、別表第一に掲げるとおりとする。

第四条 入学は、学年の初め一回とする。ただし、特別の必要があると認めるときは、当該学部の定めるところにより、学期の初めにも入学させることができる。

2 入学の手続は、当該学部の定めるところによる。

第五条 本学に入学することのできる者は、次の各号の一に該当する資格を有する者とする。

一 高等学校を卒業した者

二 中等教育学校を卒業した者

三 通常の課程による十二年の学校教育を修了した者

四 通常の課程以外の課程により前号に相当する学校教育を修了した者

五 外国において、学校教育における十二年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定したもの

六 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者

七 文部科学大臣が指定する専修学校の高等課程を文部科学大臣が定める日以後に修了した者

八 文部科学大臣の指定した者

九 高等学校卒業程度認定試験規則（平成十七年文部科学省令第一号）による高等学校卒業程度認定試験に合格した者（同規則附則第二条の規定による廃止前の大学入学資格検定規程（昭和二十六年文部省令第十三号）による大学入学資格検定に合格した者を含む。）

十 本学において、個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者で、十八歳に達したもの

第六条 入学志望者に対しては、試験を行う。

2 試験は、当該学部の定めるところによる。

第七条 次の各号の一に該当する者は、前条の規定にかかわらず選考のうえ、入学を許可することがある。

一 一の学部を卒業した者が、他の学部又は同一学部の他の学科に入学を志望するとき。

二 中途退学をした者が同一学部に入學を志望するとき。

三 他の大学の学部を卒業した者

2 前項に規定するもののほか、編入学については、当該学部の定めるところによる。

第八条 本学の他学部に移学を志望し、又は他大学から本学に移学を志望する者は、欠員のある場合に限って、当該学部の定めるところにより許可することがある。

第九条 入学志望者は、所定の期日までに、願書を学部長あてに提出しなければならない。

第十条 入学志望者は、願書に添えて検定料を納めなければならない。

2 受理した検定料は、返還しない。ただし、京都大学における学生納付金に関する規程（平成十六年達示第六十三号。以下第六十七条において「学納金規程」という。）に定めるものについては、この限りではない。

第十一条 入学志望者には、健康診断を行う。

第十二条 入学に際しては、所定の入学手続期間内に入学料を納めなければならない。

2 入学料を納めない者には、入学を許可しない。ただし、次項の規定による手続をとった者については、この限りでない。

3 第一項の規定にかかわらず、特別の事由のある者については、別に定める京都大学授業料、入学料免除等規程（昭和五十三年達示第五号。以下「免除等規程」という。）による。

4 前項の規定による手続をとつた者が入学料全額の免除若しくは入学料の徴収猶予をされなかつた場合又は入学料の徴収猶予をされた場合において、免除等規程の定めるところにより所定の期日までに納めるべき入学料を納めないときは、学生の身分を失う。

5 第一項の規定にかかわらず、第三十七条第一項第八号、第三項第七号又は第五十三条の三第八号の規定により本学大学院に入学し、課程を修了した者が、当該入学前に在学した学部・に再入学するときは、入学料の納付を要しない。

6 受理した入学料は、返還しない。ただし、所定の入学手続期間内に入学を辞退し、かつ、申し出た者については、この限りでない。

第十三条 入学を許可された者は、本学の定めた方式によつて宣誓を行うものとする。

第十四条 除籍された者が、再入学を願い出たときは、除籍された日から三年以内に限り、学部長の申請により教育研究評議会の議を経て、総長が許可することがある。

第十五条 教育課程は、教育上の目的を達成するために必要な科目を開設して、体系的に編成するものとする。

2 教育課程の編成に当たつては、学部及び学科の専攻に係る専門の学芸を教授するとともに、幅広く深い教養及び総合的な判断力を培い、豊かな人間性を涵養するよう適切に配慮するものとする。

第十六条 科目の区分は、開講対象による区分として全学共通科目及び学部科目とし、教育目的・内容による区分として教養科目及び専門科目とする。

第十七条 科目の単位数の計算の基準については、別に定める。

第十八条 科目、授業、修業年限及び在学年限は、当該学部の定めるところによる。

第十九条 学生は、他学部の科目を履修することができる。ただし、この場合は、所属学部長を経て、当該学部長の許可を受けなければならない。

第二十条 教育上有益と認めるときは、当該学部の定めるところにより、他の大学又は短期大学と協議の

うえ、学生に、その科目を履修することを許可することがある。

2 教育上有益と認めるときは、当該学部の定めるところにより、外国の大学又は短期大学と協議のうえ、学生に、休学することなく当該外国の大学又は短期大学に留学し、その科目を履修することを許可することがある。

3 教育上有益と認めるときは、当該学部の定めるところにより、学生に、外国の大学又は短期大学が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することを許可することがある。

4 前三項の規定により履修した科目について修得した単位は、当該学部の定めるところにより、六十単位を超えない範囲で、本学における科目の履修により修得したものとみなすことができる。

第二十一条 教育上有益と認めるときは、当該学部の定めるところにより、学生が行う短期大学又は高等専門学校等の専攻科における学修その他文部科学大臣が定める学修を、本学における科目の履修とみなし、単位を与えることができる。

2 前項の規定により与えることができる単位数は、前条第四項の規定により修得したものとみなす単位数と合わせて六十単位を超えないものとする。

第二十二条 教育上有益と認めるときは、当該学部の定めるところにより、学生が本学に入学する前に大学又は短期大学において履修した科目について修得した単位（大学設置基準（昭和三十一年文部省令第二十八号）第三十一条に定める科目等履修生として修得した単位を含む。）を、本学に入学した後の本学における科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 教育上有益と認めるときは、当該学部の定めるところにより、学生が本学に入学する前に行つた前条第一項に規定する学修を、本学における科目の学修とみなし、単位を与えることができる。

3 前二項の規定により修得したものとみなし、又は与えることができる単位数は、編入学、転学等の場合を除き、本学において修得した単位以外のものについては、第二十条第四項の規定により修得したものとみなす単位数及び前条第一項の規定により与えることができる単位数と合わせて六十単位を超えないものとする。

- 4 第一項に定めるもののうち、学生が本学の科目等履修生として修得した単位（大学の学生として修得した単位及び学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第五十六条の規定による入学資格を有する前に修得した単位を除く。）を本学に入学した後に修得したもののみとみなすときは、その単位数、修得に要した期間その他当該学部が必要と認める事項を勘案して当該学部が認める期間は、第十八条の修業年限に通算することができる。ただし、その期間は、当該修業年限の二分の一を超えることができない。

第二十三条 疾病その他の事故により、三月以上修学を中止しようとするときは、所属学部長の許可を得て、休学することができる。

- 2 疾病のため、修学が不適当と認められる者に対しては、学部長は、総長の許可を得て、休学を命ずることができる。
- 3 休学は、通算四年を超えることができない。
- 4 休学期間内に復学しようとするときは、その旨届け出なければならない。
- 5 休学期間は、在学年に算入しない。

第二十四条 学生が退学しようとするときは、その事由を申し出て、総長の許可を受けなければならない。

第二十五条 次の場合には、学部長の申請により教育研究評議会の議を経て、総長が除籍する。

- 一 疾病その他事故により成業の見込みがない者
- 二 授業料納付の義務を怠る者

第二十六条 試験は、当該学部の定めるところにより行う。

第二十七条 卒業の要件は、学部所定の期間在学し、学士試験に合格することとする。

第二十八条 授業料は、年額を次の二期に分けて、所定の期日までに納めなければならない。ただし、第二期に係る授業料については、学生が申し出た場合、当該年度の第一期に係る授業料を納めるときに納めるものとする。

第一期 四月から九月まで 年額の二分の一に相当する額

第二期 十月から三月まで 年額の二分の一に相当する額

- 2 前項の規定にかかわらず、特別の事由がある者については、別に定める免除等規定による。
- 3 受理した授業料は、返還しない。

- 4 第一項ただし書の規定により、第二期に係る授業料を当該年度の第一期に係る授業料を納めるときに併せて納めた者が第二期に係る授業料の徴収時期前に休学又は退学し、かつ、申し出た場合にあっては、既に納めた第二期に係る授業料に相当する額を返還するものとする。

第二十九条 休学中は、別に定める免除等規定により授業料を免除する。

第三十条 停学を命ぜられた者は、その期間中であっても授業料を納付しなければならない。

第三十一条 学生は、別に定める学生票の交付を受け、常に携帯しなければならない。

第三十二条 本学学規に違背し、学生の本分を守らない者があるときは、総長は懲戒する。

- 2 懲戒に関する手続は、別に定める。

第三十三条 懲戒の種類は、次のとおりとする。

- 一 譴責
- 二 停学
- 三 放学

第三十四条 停学三月以上にわたるときは、その期間は、在学年に算入しない。

第三章 大 学 院

第三十五条 本学大学院の研究科等及び専攻並びにその学生定員は、別表第二に掲げるとおりとする。

第三十五条の二 前条の研究科等においては、当該研究科等の定めるところにより、研究科等又は専攻ごとの人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的を定め、公表するものとする。

第三十六条 研究科（地球環境学舎を含む。以下同じ。）に博士課程を置く。

- 2 博士課程の標準修業年限は、五年とする。ただし、医学研究科医学専攻の博士課程の標準修業年限は、四年とする。
- 3 博士課程（前項ただし書の博士課程を除く。）は、前期二年の課程及び後期三年の課程に区分し、前期二年の課程は、これを修士課程として取り扱う。
- 4 医学研究科社会健康医学系専攻及び地球環境学舎地球環境学専攻の博士課程は、後期三年の課程とする。
- 5 第三項の規定にかかわらず、アジア・アフリカ地域研究研究科の博士課程は、課程の区分を設けない。

- 6 第三項の前期二年及び後期三年の課程並びに前項の課程は、それぞれ「修士課程」及び「博士後期課程」並びに「一貫制博士課程」という。

第三十六条の二 入学は、学年の初め一回とする。ただし、特別の必要があると認めるときは、当該研究科の定めるところにより、学期の初めにも入学させることができる。

- 2 入学の手続は、当該研究科の定めるところによる。

第三十七条 修士課程及び一貫制博士課程に入学することのできる者は、次の各号の一に該当する資格を有する者とする。

- 一 大学を卒業した者
 - 二 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第六十八条の二第四項の規定により学士の学位を授与された者
 - 三 外国において、学校教育における十六年の課程を修了した者
 - 四 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における十六年の課程を修了した者
 - 五 我が国において、外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における十六年の課程を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であつて、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者
 - 六 文部科学大臣が指定する専修学校の専門課程を文部科学大臣が定める日以後に修了した者
 - 七 文部科学大臣の指定した者
 - 八 大学に三年以上在学した者（学校教育法第六十七条第二項の規定により、これに準ずる者として文部科学大臣が定める者を含む。）であつて、本学において、所定の単位を優れた成績をもつて修得したものと認めた者
 - 九 本学において、個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、二十二歳に達したもの
- 2 博士後期課程に入学することのできる者は、次の各号の一に該当する資格を有する者とする。
- 一 修士の学位又は修士（専門職）若しくは法務博士（専門職）の学位を有する者
 - 二 外国において、本学大学院の修士課程又は専門

職学位課程に相当する課程を修了した者

- 三 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修し、本学大学院の修士課程又は専門職学位課程に相当する課程を修了した者

四 我が国において、外国の大学の大学院の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であつて、文部科学大臣が指定するものの当該課程（本学大学院の修士課程又は専門職学位課程に相当する課程に限る。）を修了した者

五 文部科学大臣の指定した者

六 本学において、個別の入学資格審査により、第一号に掲げる者と同等以上の学力があると認めた者で、二十四歳に達したもの

- 3 医学研究科の博士課程（第三十六条第二項ただし書の博士課程に限る。以下同じ。）に入学することのできる者は、次の各号の一に該当する資格を有する者とする。

- 一 医学部医学科又は歯学部を卒業した者
- 二 大学における修業年限六年の獣医学を履修する課程を修了した者
- 三 外国において、学校教育における十八年の課程を修了した者
- 四 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における十八年の課程を修了した者
- 五 我が国において、外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における十八年の課程を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であつて、文部科学大臣が指定するものの当該課程を修了した者

六 文部科学大臣の指定した者

七 大学（医学、歯学又は獣医学を履修する課程に限る。）に四年以上在学した者（学校教育法第六十七条第二項の規定により、これに準ずる者として文部科学大臣が定める者を含む。）であつて、本学において、所定の単位を優れた成績をもつて修得したものと認めた者

八 本学において、個別の入学資格審査により、第一号に掲げる者と同等以上の学力があると認めた者で、二十四歳に達したもの

第三十八条 入学志望者に対しては、試験を行う。

2 試験は、当該研究科の定めるところによる。

第三十九条 次の各号の一に該当する者は、前条の規定にかかわらず、選考のうえ、入学を許可することがある。

一 第三十七条第二項各号の一に該当する資格を有する者が、一貫制博士課程における博士後期課程の第一年次に相当する年次に入学を志望するとき。

二 中途退学した者が、同一研究科に入学を志望するとき。

第四十条 本学大学院の他研究科に転科（地球環境学舎にあつては転部）を志望し、又は他大学大学院から本学大学院に転学を志望する者は、欠員のある場合に限り、当該研究科の定めるところにより、許可することがある。

2 同一研究科内における転専攻については、当該研究科の定めるところによる。

第四十一条 除籍された者が再入学を願い出たときは、除籍された日から三年以内に限り、研究科長（地球環境学舎長を含む。以下同じ。）の申請により教育研究評議会の議を経て、総長が許可することがある。

第四十二条 入学志望者は、所定の期日までに、願書を研究科長あてに提出しなければならない。

第四十二条の二 教育課程は、教育上の目的を達成するために必要な科目を開設するとともに研究指導の計画を策定して、体系的に編成するものとする。

2 教育課程の編成に当たっては、専攻分野に関する高度の専門的知識及び能力を修得させるとともに、当該専門分野に関連する分野の基礎的素養を涵養するよう適切に配慮するものとする。

第四十三条 科目、その授業及び研究指導は、当該研究科の定めるところによる。

2 前項の場合において、研究科は、学生に対して、授業及び研究指導の方法及び内容並びに年間の授業及び研究指導の計画をあらかじめ明示するものとする。

3 当該研究科において必要と認めたときは、学部若しくは他の研究科等（研究科、公共政策教育部又は経営管理教育部をいう。以下同じ。）の科目を履修させ、修士課程、博士後期課程、一貫制博士課程若

しくは医学研究科の博士課程の単位とし、又は他の研究科において研究指導を受けさせ、修士課程、博士後期課程、一貫制博士課程若しくは医学研究科の博士課程の修了に必要な研究指導の一部とすることができる。

第四十三条の二 授業及び研究指導の内容及び方法の改善を図るため、組織的な研修及び研究を行うものとする。

第四十四条 学生は、他の研究科等の科目を履修し、又は他の研究科において研究指導を受けることができる。ただし、この場合所属の研究科及び当該他の研究科等の長の許可を受けなければならない。

2 前項の規定により履修した科目及びこれについて修得した単位並びに前項の規定により受けた研究指導の取扱いについては、当該研究科の定めるところによる。

第四十五条 教育上有益と認めるときは、当該研究科の定めるところにより、他の大学と協議のうえ、学生に、当該他の大学の大学院の科目を履修することを許可することがある。

2 教育上有益と認めるときは、当該研究科の定めるところにより、外国の大学と協議のうえ、学生に、休学することなく当該外国の大学の大学院に留学し、その科目を履修することを許可することがある。

3 教育上有益と認めるときは、当該研究科の定めるところにより、学生に、外国の大学の大学院が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することを許可することがある。

4 前三項の規定により履修した科目について修得した単位は、当該研究科の定めるところにより、十単位を超えない範囲で、本学大学院における科目の履修により修得したもののみみなすことができる。

第四十六条 学生で、他の大学の大学院若しくは研究所等において研究指導を受け、又は休学することなく外国の大学の大学院若しくは研究所等に留学し、研究指導を受けることを志望するものには、それぞれ前条第一項又は第二項に定めるものと同様の要件及び手続により、これを許可することがある。ただし、修士課程及び一貫制博士課程の修士課程に相当する年次の学生について許可する場合には、当該研究指導を受ける期間は、一年を超えないものとする。

2 前項の規定により受けた研究指導は、当該研究科

の定めるところにより、修士課程、博士後期課程、一貫制博士課程又は医学研究科の博士課程の修了に必要な研究指導の一部とすることができる。

第四十六条の二 教育上有益と認めるときは、当該研究科の定めるところにより、学生が本学大学院に入学する前に大学院において履修した科目について修得した単位（大学院設置基準（昭和四十九年文部省令第二十八号）第十五条において準用する大学設置基準第三十一条に定める科目等履修生として修得した単位を含む。）を、本学大学院に入学した後の本学大学院における科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 前項の規定により修得したものとみなすことができる単位数は、転学等の場合を除き、本学大学院において修得した単位以外のものについては、十単位を超えないものとする。

第四十七条 疾病その他の事故により、三月以上修学を中止しようとするときは、研究科長の許可を得て、休学することができる。

2 疾病のため、修学が不適当と認められる者に対しては、研究科長は、総長の許可を得て、休学を命ずることができる。

3 休学は、修士、博士後期の各課程、一貫制博士課程及び医学研究科の博士課程において、それぞれ通算三年を超えることができない。ただし、特別の事情がある者に対し、一貫制博士課程においては、なお、二年以内の、医学研究科の博士課程においては、なお、一年以内の休学を許可することができる。

第四十八条 試験及び研究指導の認定方法は、当該研究科の定めるところによる。

第四十九条 修士課程の修了の要件は、同課程に二年以上在学して、研究指導を受け、専攻科目につき三十単位以上を修得し、かつ、当該研究科の行う修士論文の審査及び試験に合格することとする。ただし、在学期間については、当該研究科の定めるところにより、優れた研究業績を挙げた者について、同課程に一年以上の在学をもつて足りるものとするができる。

2 在学年限は、四年を超えることができない。

第五十条 博士後期課程の修了の要件は、同課程に三年（専門職大学院設置基準（平成十五年文部科学省令第十六号）第十八条第一項の法科大学院の過程を

修了した者にあつては、二年）以上在学して、研究指導を受け、かつ、当該研究科の行う博士論文の審査及び試験に合格することとする。

2 一貫制博士課程の修了の要件は、同課程に五年以上在学して専攻科目につき三十単位以上修得し、研究指導を受け、かつ、当該研究科の行う博士論文の審査及び試験に合格することとする。

3 前二項に規定するもののほか、当該研究科において必要と認めたときは、専攻科目につき当該研究科の定める単位の修得を博士後期課程又は一貫制博士課程の修了の要件に加えることができる。

4 医学研究科の博士課程の修了の要件は、同課程に四年以上在学して専攻科目につき三十単位以上修得し、研究指導を受け、かつ、医学研究科の行う博士論文の審査及び試験に合格することとする。

5 第一項、第二項及び前項の在学期間については、当該研究科の定めるところにより、優れた研究業績を挙げた者について、それぞれ博士後期課程にあつては一年（修士課程又は専門職学位課程の修了の要件を満たした者で、大学院における在学期間が二年未満のものにあつては、その在学期間を含めて三年）以上の、一貫制博士課程にあつては三年（第三十九条第一号に該当して入学した者で、修士課程又は専門職学位課程の修了の要件を満たした者にあつては、大学院における二年以内の在学期間を含めて三年）以上の、医学研究科の博士課程にあつては三年以上の在学をもつて足りるものとするができる。

6 在学年限は、博士後期課程においては六年を、一貫制博士課程においては十年を、医学研究科の博士課程においては八年を超えることができない。

第五十条の二 研究科においては、学生に対して、第四十九条第一項並びに前条第一項、第二項及び第四項の論文の審査及び試験に係る評価の基準をあらかじめ明示するものとする。

第五十一条 授業料は、年額を次の二期に分けて、所定の期日に納めなければならない。

第一期 四月から九月まで 年額の二分の一に相当する額

第二期 十月から三月まで 年額の二分の一に相当する額

第五十二条 休学中は、別に定める免除等規程により

授業料を免除する。

第五十三条 第十条第一項及び第二項、第十一条、第十二条第一項ないし第四項及び第六項本文、第十三条、第十七条、第二十三条第四項及び第五項ないし第二十五条、第二十八条第一項ただし書及び第二項ないし第四項、第三十条ないし第三十四条の規定は、大学院学生の場合に準用する。この場合において、第二十五条中「学部長」とあるのは「研究科長」と読み替えるものとする。

第三章の二 専門職大学院

第五十三条の二 第三十六条に定めるもののほか、法学研究科、医学研究科、公共政策教育部及び経営管理教育部に専門職学位課程を置き、これを専門職大学院とする。

2 前項の専門職大学院は、法学研究科の専門職学位課程に関し、これを法科大学院とする。

3 専門職学位課程（法科大学院の課程を除く。）の標準修業年限は、二年とする。ただし、教育上の必要があると認めるときは、医学研究科の定めるところにより、一年以上二年未満の期間とすることができる。

4 法科大学院の課程の標準修業年限は、三年とする。

5 専門職大学院である法学研究科、医学研究科、公共政策教育部及び経営管理教育部の専攻及びその学生定員は、別表第二に掲げるとおりとする。

6 前項の研究科及び教育部においては、当該研究科又は教育部の定めるところにより、研究科若しくは教育部又は専攻ごとの人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的を定め、公表するものとする。

第五十三条の三 専門職学位課程に入学することのできる者は、次の各号の一に該当する資格を有する者とする。

一 大学を卒業した者

二 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第六十八条の二第四項の規定により学士の学位を授与された者

三 外国において、学校教育における十六年の課程を修了した者

四 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における十六年の課程を修了した者

五 我が国において、外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における十六年の課程を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であつて、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者

六 文部科学大臣が指定する専修学校の専門課程を文部科学大臣が定める日以後に修了した者

七 文部科学大臣の指定した者

八 大学に三年以上在学した者（学校教育法第六十七条第二項の規定により、これに準ずる者として文部科学大臣が定める者を含む。）であつて、本学において、所定の単位を優れた成績をもつて修得したものと認めた者

九 本学において、個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、二十二歳に達したもの

第五十三条の四 教育課程は、教育上の目的を達成するために専攻分野に応じ必要な科目を開設して、体系的に編成するものとする。

第五十三条の五 科目及び授業は、当該法学研究科、医学研究科、公共政策教育部又は経営管理教育部（以下第五十三条の十五までにおいて「研究科又は教育部」という。）の定めるところによる。

2 前項の場合において、研究科又は教育部は、学生に対して、授業の方法及び内容並びに年間の授業の計画をあらかじめ明示するものとする。

3 当該研究科又は教育部において必要と認めるときは、学部又は他の研究科等の科目を履修させ、専門職学位課程の単位とすることができる。

第五十三条の五の二 授業の内容及び方法の改善を図るため、組織的な研修及び研究を行うものとする。

第五十三条の六 学生が各年次にわたつて適切に授業科目を履修するため、当該研究科又は教育部の定めるところにより、学生が一年間又は一学期に履修科目として登録することができる単位数の上限を定めるものとする。

2 当該研究科又は教育部において必要と認めるときは、学生が各年次において履修し、修得すべき授業科目、単位数その他上位の年次に進級させる基準並びに同一年次において在学することができる年限を定めることができる。

第五十三条の七 学生は、他の研究科等の科目を履修することができる。ただし、この場合所属の研究科又は教育部及び当該他の研究科等の長の許可を受けなければならない。

- 2 前項の規定により履修した科目及びこれについて修得した単位の取扱いについては、当該研究科又は教育部の定めるところによる。

第五十三条の八 教育上有益と認めるときは、当該研究科又は教育部の定めるところにより、他の大学と協義のうえ、学生に、当該他の大学の大学院の科目を履修することを許可することがある。

- 2 教育上有益と認めるときは、当該研究科又は教育部の定めるところにより、外国の大学と協義のうえ、学生に、休学することなく当該外国の大学の大学院に留学し、その科目を履修することを許可することがある。
- 3 前二項の規定により履修した科目について修得した単位は、当該研究科又は教育部の定めるところにより、医学研究科、公共政策教育部又は経営管理教育部にあつてはその修了要件として定める単位数の二分の一を超えない範囲で、法学研究科にあつては三十単位を超えない範囲で、当該専門職大学院又は法科大学院（以下「専門職大学院等」という。）における科目の履修により修得したものとみなすことができる。ただし、法学研究科において、九十三単位を超える単位の修得を修了の要件とする場合は、そのを超える部分の単位数に限り三十単位を超えてみなすことができる。

第五十三条の九 教育上有益と認めるときは、当該研究科又は教育部の定めるところにより、学生が当該専門職大学院等に入学する前に大学院において履修した科目について修得した単位（大学院設置基準第十五条において準用する大学設置基準第三十一条に定める科目等履修生として修得した単位を含む。）を、当該専門職大学院等に入学した後の当該専門職大学院等における科目の履修により修得したものとみなすことができる。

- 2 前項の規定により修得したものとみなすことができる単位数は、転学等の場合を除き、当該専門職大学院等において修得した単位以外のものについては、前条第三項の規定により修得したものとみなす単位数と合わせて、医学研究科、公共政策教育部又

は経営管理教育部にあつてはその修了要件として定める単位数の二分の一を超えないものとし、法学研究科にあつては三十単位（前条第三項ただし書の規定により三十単位を超えてみなす単位を除く。）を超えないものとする。

第五十三条の十 休学は、通算三年を超えることができない。

第五十三条の十一 試験は、当該研究科又は教育部の定めるところによる。

第五十三条の十二 専門職学位課程（法科大学院の課程を除く。）の修了の要件は、同課程に二年（第五十三条の二第三項ただし書の規定により標準修業年限を一年以上二年未満の期間とする場合にあっては、当該期間）以上在学し、専攻科目につき医学研究科、公共政策教育部又は経営管理教育部が定める三十単位以上の修得その他の教育課程の履修により課程を修了することとする。この場合において、単位の修得以外の教育課程の履修を課すときは、当該履修の方法及びその学修の成果に係る評価の基準をあらかじめ学生に対し明示するものとする。

- 2 法科大学院の課程の修了の要件は、同課程に三年以上在学し、法学研究科が定める九十三単位以上を修得することとする。
- 3 在学年限は、四年（法科大学院にあつては六年）を超えることができない。ただし、第五十三条の六第二項の規定により当該研究科又は教育部において同一年次に在学する年限を定めるときは、当該年限を超えることができない。

第五十三条の十三 第五十三条の九第一項の規定により当該専門職大学院等に入学する前に修得した単位（学校教育法第六十七条第一項の規定により入学資格を有した後、修得したものに限る。）を当該専門職大学院等において修得したものとみなす場合であつて当該単位の修得により当該専門職大学院等の教育課程の一部を履修したと認めるときは、その単位数、修得に要した期間その他当該研究科又は教育部が必要と認める事項を勘案して当該研究科又は教育部が認める期間は、一年を超えない範囲で、当該専門職大学院等の課程に在学したものとみなすことができる。ただし、第五十三条の二第三項ただし書の規定により一年以上二年未満の期間を標準修業年限とする場合において、当該専門職大学院の課程に在

学したものとみなすことができる期間は、当該一年以上二年未満の期間から一年を減じた期間を超えることができない。

第五十三条の十四 第五十三条の十二第二項に定めるもののうち、法学研究科の定めるところにより、当該法科大学院において必要とされる法学の基礎的な学識を有すると認める者（以下本条において「法学既修者」という。）に関しては、在学期間については一年を超えない範囲で当該法科大学院の課程に在学し、単位については三十単位を超えない範囲で当該法科大学院が認める単位を修得したものとみなすことができる。

2 前項の規定により法学既修者について在学したものとみなすことのできる期間は、前条の規定により在学したものとみなす期間と合わせて一年を超えないものとする。

3 第一項の規定により法学既修者について修得したものとみなすことのできる単位数は第五十三条の八第三項及び第五十三条の九第一項の規定により修得したものとみなす単位数と合わせて三十単位（第五十三条の八第三項ただし書の規定により三十単位を超えてみなす単位を除く。）を超えないものとする。

第五十三条の十五 第十条第一項及び第二項、第十一条、第十二条第一項ないし第四項及び第六項本文、第十三条、第十七条、第二十三条第四項及び第五項ないし第二十五条、第二十八条第一項ただし書及び第二項ないし第四項、第三十条ないし第三十四条、第三十六条の二、第三十八条、第三十九条（第二号の場合に限る。）、第四十条ないし第四十二条、第四十七条第一項及び第二項、第五十一条及び第五十二条の規定は、専門職大学院等学生の場合に準用する。この場合において、第二十五条中「学部長」とあるのは「法学研究科長、医学研究科長、公共政策教育部長又は経営管理教育部長」と、第三十六条の二、第三十八条第二項及び第三十九条（第二号の場合に限る。）中「研究科」とあるのは「研究科又は教育部」と、第四十条第一項中「研究科に転科（地球環境学舎にあつては転部）」とあるのは「研究科又は教育部に、それぞれ、転科若しくは転部」と、「当該研究科」とあるのは「当該研究科又は教育部」と、同条第二項中「研究科」とあるのは「研究科又は教

育部」と、第四十一条中「研究科長（地球環境学舎長を含む。以下同じ。）」とあるのは「法学研究科長、医学研究科長、公共政策教育部長又は経営管理教育部長」と、第四十二条並びに第四十七条第一項及び第二項中「研究科長」とあるのは「法学研究科長、医学研究科長、公共政策教育部長又は経営管理教育部長」と読み替えるものとする。

第四章 学 位

第五十四条 学士試験に合格した者には、学士の学位を授与する。

第五十五条 修士課程を修了した者には、修士の学位を授与する。

2 前項に規定するもののほか、一貫制博士課程において、第四十九条第一項に規定する修士課程の修了に相当する要件を満たした者にも、修士の学位を授与することができる。

第五十五条の二 専門職学位課程（法科大学院の課程を除く。）を修了した者には、修士（専門職）の学位を授与する。

2 法科大学院の課程を修了した者には、法務博士（専門職）の学位を授与する。

第五十六条 博士後期課程を修了した者、一貫制博士課程を修了した者及び医学研究科の博士課程を修了した者には、博士の学位を授与する。

第五十七条 前条に規定するもののほか、別に定めるところにより博士の学位の授与を申請して、博士論文の審査及び試験に合格し、かつ、学識の確認を経た者にも、前条と同様の学位を授与する。

第五十八条 この章に定めるもののほか、学位の授与に関し必要な事項は、別に定める。

第五章 外国学生、委託生、科目等履修生、聴講生、特別聴講学生、特別研究学生等

第五十九条 外国人で第五条及び第三十七条によらないで学部又は大学院に入学しようとする者には、当該学部又は研究科等の定めるところにより、外国学生として入学を許可することがある。

2 外国学生で学部又は大学院の課程を修了した者には、当該学部又は研究科等の定めるところにより学位を授与する。

第六十条 公の機関又は団体等から、その所属の職員

につき、学修科目を定め、学部又は大学院に入学を願ひ出たときは、当該学部又は研究科等の定めるところにより、委託生として入学を許可することがある。

- 2 委託生で所定の科目につき試験に合格した者には、当該学部又は研究科等の定めるところにより、修了証書を授与する。

第六十一条 本学の学生以外の者で学部又は大学院において、一又は複数の科目の履修を志望する者には、当該学部又は研究科等の定めるところにより科目等履修生として入学を許可することがある。

- 2 科目等履修生で履修した科目につき、当該学部又は研究科等の定めるところにより試験のうえ、単位を与えることができる。

第六十二条 特定の科目を定め、学部又は大学院において、聴講を志望する者には、当該学部又は研究科等の定めるところにより聴講生として入学を許可することがある。

- 2 聴講生で聴講した科目につき、本人の希望があるときは、証明書を交付する。

第六十三条 他の大学若しくは外国の大学の学生又は他の大学若しくは外国の大学の大学院の学生で、大学間の協議に基づき、特定の科目を定め、それぞれ、学部又は大学院において聴講を志望する者には、当該学部又は研究科等の定めるところにより、特別聴講学生として入学を許可することがある。

- 2 他の大学又は外国の大学の大学院の学生で、大学間の協議に基づき、大学院において研究指導を受けることを志望する者には、当該研究科の定めるところにより、特別研究学生として入学を許可することがある。
- 3 特別聴講学生として聴講した科目については、試験のうえ、単位を与える。

第六十四条 委託生、科目等履修生又は聴講生として入学を志望する者は、願書に添えて検定料を納めなければならない。

- 2 委託生、科目等履修生又は聴講生として入学する者は、入学に際して、所定の期日までに入学料を納めなければならない。特別聴講学生又は特別研究学生として入学する者は、入学料の納付を要しない。
- 3 委託生、科目等履修生、聴講生及び特別聴講学生の授業料は、履修又は聴講科目の単位数に応じて、

特別研究学生の授業料は、研究指導を受ける期間の月数に応じて、それぞれ所定の期日までに納めなければならない。ただし、次の各号に掲げる特別聴講学生及び特別研究学生は、授業料の納付を要しない。

- 一 国立大学（国立大学法人法（平成十五年法律第百十二号）に基づき設置される大学で、当該大学との間における学生の交流協定又は協義に基づき授業料の相互不徴収が確認できるものに限る。）の学生又は大学院の学生
 - 二 本学と公立又は私立の大学との間において締結した大学間相互単位互換協定（相互に授業科目を履修し、単位を修得することを認めるもので、授業料の相互不徴収及び有効期間が記されているものに限る。）に基づき受け入れる公立又は私立の大学の学生
 - 三 本学と公立又は私立の大学との間において締結した大学間特別研究学生交流協定（相互に研究指導を受けることを認めるもので、授業料の相互不徴収及び有効期間が記されているものに限る。）に基づき受け入れる公立又は私立の大学の大学院の学生
 - 四 本学と外国の大学との間において締結した大学間交流協定（学部若しくは研究科間の協定又は協定に準じるものを含み、相互に学生を受け入れるもので、その数、授業料の相互不徴収及び有効期間が記されているものに限る。）に基づき受け入れる外国の大学の学生
 - 4 前三項の規定にかかわらず、文部科学省科学技術振興調整費新興分野人材養成プログラムに基づく科目等履修生に係る検定料、入学料及び授業料は、その納付を要しない。
 - 5 受理した検定料、入学料及び授業料は、返還しない。
 - 6 入学料又は授業料を納めないときは、入学又は聴講若しくは研究指導を受けることを許可しない。
- 第六十五条** 第四条、第六条、第八条ないし第十四条、第十八条ないし第二十六条、第二十八条ないし第三十四条の規定は、学部の外国学生に準用する。
- 2 第十条第一項及び第二項、第十一条、第十二条第一項ないし第四項及び第六項本文、第十三条、第二十三条第四項及び第五項ないし第二十五条、第二十八条第一項ただし書及び第二項ないし第四項、第三十条ないし第三十四条、第三十六条の二、第三十八

条，第四十条ないし第五十二条，第五十三条後段，第五十五条，第五十六条の規定は，大学院の外国学生に準用する。

3 第十一条，第十九条，第二十四条ないし第二十六条，第三十条ないし第三十三条の規定は，学部の委託生，科目等履修生及び聴講生に準用する。

4 第十一条，第十九条，第二十四条ないし第二十六条，第三十条ないし第三十三条，第四十条，第四十一条，第四十四条第一項，第四十八条，第五十三条後段の規定は，大学院の委託生，科目等履修生及び聴講生に準用する。

5 第二十四条，第二十六条，第三十条ないし第三十三条の規定は，学部の特別聴講学生に準用する。

6 第二十四条，第三十条ないし第三十三条，第四十八条の規定は，大学院の特別聴講学生及び特別研究学生に準用する。

第六十六条 この章及び別に定めるもののほか，特定の学部又は研究科等において特定の方法により学修を志望する者については，当該学部又は研究科等の定めるところによる。

第六章 授業料等の額

第六十七条 第十条第一項の検定料及び第十二条第一項の入学料の額並びに第二十八条第一項及び第五十一条の授業料の年額並びに第六十四条第一項の検定料，同条第二項の入学料及び同条第三項の授業料の額は，それぞれ学納金規程の定めるところによる。

附 則（略）

別 表（略）

2 京都大学学位規程

（昭和三十三年一月二十八日
達示第一号制定）

第一条 本学において授与する学位は，学士，修士，博士，修士（専門職）及び法務博士（専門職）とする。

2 学士の学位を授与するに当たつては，次の区別に従い，専攻分野の名称を付記する。

総合人間学部	総合人間学
文 学 部	文 学
教 育 学 部	教 育 学
法 学 部	法 学
経 済 学 部	経 済 学
理 学 部	理 学
医 学 部	医 学
薬 学 部	薬 科 学
	薬 学
工 学 部	工 学
農 学 部	農 学

3 修士の学位を授与するに当たつては，次の区別に従い，専攻分野の名称を付記する。

文学研究科	文 学
教育学研究科	教 育 学
法学研究科	法 学
経済学研究科	経 済 学
理学研究科	理 学
医学研究科	医 科 学
薬学研究科	薬 学
工学研究科	工 学
農学研究科	農 学
人間・環境学研究科	人間・環境学
エネルギー科学研究科	エネルギー科学
アジア・アフリカ地域研究研究科	地域研究
情報学研究科	情 報 学
生命科学研究科	生 命 科 学
地球環境学舎	地球環境学

4 博士の学位を授与するに当たつては，次の区別に従い，専攻分野の名称を付記する。

文学研究科	文 学
教育学研究科	教 育 学

法学研究科	法 学
経済学研究科	経 済 学
理学研究科	理 学
医学研究科	医 学
	医 科 学
	社会健康医学
薬学研究科	薬 学
工学研究科	工 学
農学研究科	農 学
人間・環境学研究科	人間・環境学
エネルギー科学研究科	エネルギー科学
アジア・アフリカ地域研究研究科	地域研究
情報学研究科	情 報 学
生命科学研究科	生 命 科 学
地球環境学舎	地球環境学

- 5 修士（専門職）の学位を授与するに当たっては、次の区別に従い、専攻分野の名称を付記する。

医学研究科	社会健康医学
公共政策教育部	公共政策
経営管理教育部	経 営 学

第二条 本学大学院の課程（京都大学通則（昭和二十八年達示第三号。以下「通則」という。）第五十三条の二の専門職学位課程を除く。）の修了による学位の授与を受けようとする者は、所定の学位論文審査願に学位論文及び論文目録を添えて、当該研究科長（地球環境学舎にあつては学舎長。以下同じ。）に提出するものとする。ただし、博士の学位の授与を受けようとするときは、更に履歴書を添えなければならない。

- 2 通則第五十五条第二項の規定により修士の学位の授与を受けようとする者は、所定の学位論文審査願に修士論文及び論文目録を添えて、当該研究科長に提出するものとする。

第三条 前条によらないで博士の学位の授与を申請する者は、所定の学位申請書に学位論文、論文目録、履歴書及び学位論文審査手数料を添えて、総長に提出するものとする。

- 2 前項の学位論文審査手数料の額は、京都大学における学生納付金に関する規程（平成十六年達示第六十三号）第七条に定める額とする。

- 3 受理した学位論文審査手数料は、返還しない。

第四条 第二条の学位論文審査願及び前条の学位申請

書を受理したときは、総長又は研究科長は、これを当該教授会又は研究科会議（地球環境学舎にあつては学舎会議。以下同じ。）に付託するものとする。

第五条 学位論文（修士論文又は博士論文）は一編とし、修士論文は一通、博士論文は三通を提出しなければならない。ただし、参考として他の論文を添えることができる。

- 2 審査のため必要があるときは、教授会又は研究科会議は、学位論文の副本、訳本、模型又は標本等の材料を提出させることができる。

第六条 教授会又は研究科会議は、当該教授会又は研究科会議を構成する教授の中から調査委員三名を選定して、論文についての調査及び試験（以下この条において「論文の調査等」という。）を行わせる。

- 2 前項の規定にかかわらず、教授会又は研究科会議で必要があると認めたときは、二名以内に限り、当該教授会又は研究科会議を構成する教授以外の本学教員をもつて調査委員に充てることができる。ただし、当該研究科（地球環境学舎を含む。以下同じ。）以外の教員は、一名以内に限るものとする。

- 3 教授会又は研究科会議で必要があると認めたときは、第一項の委員を増し、又は論文の調査等の一部を調査委員以外の本学教員に委嘱することができる。また特に必要があると認めたときは、論文の調査等の一部を他の大学の大学院、又は研究所等の教員等に委嘱することができる。

- 4 教授会又は研究科会議で特に必要があると認めたときは、第一項及び第二項に定める調査委員のほか、他の大学の大学院、研究所等の教員等を一名以内に限り調査委員に加えることができる。

第七条 第三条の規定により学位を申請した者については、別に、必要な学識の確認のため、試問を行う。

- 2 試問の方法は、当該研究科の定めるところによる。

第八条 調査委員は、論文の調査及び試験並びに試問が終わつたときは、学位論文の内容の要旨、調査及び試験の結果の要旨並びに試問の成績を教授会又は研究科会議に文書をもつて報告するものとする。ただし、修士論文の内容の要旨、調査及び試験の結果の要旨は、省略することができる。

第九条 修士、博士、修士（専門職）又は法務博士（専門職）の学位授与の議決は、当該教授会又は研究科会議を構成する教授の三分の二以上が出席し

て、その三分の二以上が賛成しなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、前項の学位授与の議決には、当該研究科の定めるところにより、准教授を加えることができる。この場合における学位授与の議決は、前項の教授及び当該准教授の三分の二以上が出席して、その三分の二以上が賛成しなければならない。

第十条 教授会又は研究科会議において、学位を授与できるものと議決したときは、当該研究科長は、学位論文及び論文内容の要旨にその審査及び試験の結果の要旨並びに試問の成績を添えて総長に報告しなければならない。ただし、修士、修士（専門職）又は法務博士（専門職）の学位授与に係るものは、別に定める必要事項を記載した資格者の名簿による。

- 2 教授会又は研究科会議において博士の学位を授与できないものと議決したときは、その旨を報告するものとする。

第十一条 修士論文の審査及び試験は、在学期間中に終わるものとする。

- 2 博士論文の審査及び試験並びに学識の確認は、論文受理後一年以内に終わるものとする。ただし、当該研究科において特別の事由があると認めたときは、その期間を一年以内に限り延長することができる。

第十二条 総長は、修士、博士、修士（専門職）又は法務博士（専門職）の学位を授与できると認めた者に対し学位記を授与し、学位を授与できない者に対しては、その旨を本人に通知する。

第十三条 学位を授与したときは、総長は、学位簿に登録し、博士の学位の授与については、これを文部科学大臣に報告するものとする。

第十四条 博士の学位を授与された者は、学位を授与された日から一年以内に当該学位論文の全文、又はやむを得ない事由がある場合には、その内容の主要部分を印刷公表するものとする。

第十五条 修士、博士、修士（専門職）又は法務博士（専門職）の学位を授与された者が、不正の方法により学位の授与を受けた事実が判明したときは、総長は、当該教授会又は研究科会議の議及び教育研究評議会の議を経て学位の授与を取り消し、学位記を返還させ、かつ、その旨を公表するものとする。

- 2 前条の規定に違背したときは、前項の規定による

ことができる。

- 3 教授会、研究科会議及び教育研究評議会において、前各項の議決をする場合は、構成員の三分の二以上が出席して、その四分の三以上が同意しなければならない。

第十六条 学位記及び学位授与関係書類の様式は、別表のとおりとする。

附 則（略）

3 学位規則

(昭和二十八年四月一日)
文部省令第九号

第一章 総則

(趣旨)

第一条 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号。以下「法」という。）第六十八条の二第一項から第三項までの規定により大学（短期大学を除く。以下同じ。）又は大学評価・学位授与機構が授与する学位については、この省令の定めるところによる。

第二章 大学が行う学位授与

(学士の学位授与の要件)

第二条 法第六十八条の二第一項の規定による学士の学位の授与は、大学が、当該大学を卒業した者に対し行うものとする。

(修士の学位授与の要件)

第三条 法第六十八条の二第一項の規定による修士の学位の授与は、大学院を置く大学が、当該大学院の修士課程を修了した者に対し行うものとする。

2 前項の修士の学位の授与は、大学院設置基準（昭和四十九年文部省令第二十八号）第四条第三項の規定により前期二年及び後期三年の課程の区分を設けない博士課程に入学し、大学院設置基準第十六条に規定する修士課程の修了要件を満たした者に対しても行うことができる。

(博士の学位授与の要件)

第四条 法第六十八条の二第一項の規定による博士の学位の授与は、大学院を置く大学が、当該大学院の博士課程を修了した者に対し行うものとする。

2 法第六十八条の二第二項の規定による博士の学位の授与は、前項の大学が、当該大学の定めるところにより、大学院の行う博士論文の審査に合格し、かつ、大学院の博士課程を修了した者と同等以上の学力を有することを確認された者に対し行うことができる。

(学位論文の審査の協力)

第五条 前二条の学位の授与に係る学位論文の審査に当たっては、他の大学院又は研究所等の教員等の協力を得ることができる。

(専門職大学院の課程を修了した者に対し授与する学位)

第五条の二 法第六十八条の二第一項に規定する文部科学大臣の定める学位は、次の表の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとし、

区 分	学 位
専門職大学院の課程（次項の課程を除く。）を修了した者に授与する学位	修士（専門職）
専門職大学院設置基準（平成十五年文部科学省令第十六号）第十八条第一項に規定する法科大学院の課程を修了した者に授与する学位	法務博士（専門職）

これらは専門職学位とする。

(専門職学位の授与の要件)

第五条の三 法第六十八条の二第一項の規定による前条の専門職学位の授与は、専門職大学院を置く大学が、当該専門職大学院の課程を修了した者に対して行うものとする。

第三章 大学評価・学位授与機構が行う学位授与

(学士、修士及び博士の学位授与の要件)

第六条 法第六十八条の二第三項の規定による同項第一号に掲げる者に対する学士の学位の授与は、大学評価・学位授与機構の定めるところにより、短期大学若しくは高等専門学校を卒業した者又は次の各号の一に該当する者で、大学設置基準（昭和三十一年文部省令第二十八号）第三十一条の規定による単位等大学における一定の単位の修得又は短期大学若しくは高等専門学校に置かれる専攻科のうち大学評価・学位授与機構が定める要件を満たすものにおける一定の学修その他文部科学大臣が別に定める学修を行い、かつ、大学評価・学位授与機構が行う審査に合格した者に対し行うものとする。

一 大学に二年以上在学し六十二単位以上を修得した者

二 専修学校の専門課程を修了した者のうち法第八十二条の十の規定により大学に編入学することができる者

三 外国において学校教育における十四年の課程を修了した者

四 その他前三号に掲げる者と同等以上の学力がある者として文部科学大臣が別に定める者

2 法第六十八条の二第三項の規定による同項第二号に掲げる者に対する学士、修士又は博士の学位の授与は、大学評価・学位授与機構が定めるところにより、同号に規定する教育施設に置かれる課程で大学評価・学位授与機構がそれぞれ大学の学部、大学院の修士課程又は大学院の博士課程に相当する教育を行うと認めるものを修了し、かつ、大学評価・学位授与機構の行う審査に合格した者に対し行うものとする。

(学位授与の審査への参画)

第七条 前条の学位の授与の審査に当たっては、大学の教員等で高度の学識を有する者の参画を得るものとする。

第四章 雑則

(論文要旨等の公表)

第八条 大学及び大学評価・学位授与機構は、博士の学位を授与したときは、当該博士の学位を授与した日から三月以内に、当該博士の学位の授与に係る論文の内容の要旨及び論文審査の結果の要旨を公表するものとする。

第九条 博士の学位を授与された者は、当該学位を授与された日から一年以内に、その論文を印刷公表するものとする。ただし、当該学位を授与される前に既に印刷公表したときは、この限りでない。

2 前項の規定にかかわらず、博士の学位を授与された者は、やむを得ない事由がある場合には、当該博士の学位を授与した大学又は大学評価・学位授与機構の承認を受けて、当該論文の全文に代えてその内容を要約したものを印刷公表することができる。この場合、当該大学又は大学評価・学位授与機構は、その論文の全文を求めに応じて閲覧に供するものとする。

(専攻分野の名称)

第十条 大学及び大学評価・学位授与機構は、学位を授与するに当たっては、適切な専攻分野の名称を付記するものとする。

(学位の名称)

第十一条 学位を授与された者は、学位の名称を用いるときは、当該学位を授与した大学又は大学評価・

学位授与機構の名称を付記するものとする。

(学位授与の報告)

第十二条 大学又は大学評価・学位授与機構は、博士の学位を授与したときは、当該学位を授与した日から三月以内に、それぞれ別記様式第一又は別記様式第二による学位授与報告書を文部科学大臣に提出するものとする。

(学位規程)

第十三条 大学は、学位に関する事項を処理するため、論文審査の方法、試験及び学力の確認の方法等学位に関し必要な事項を定めて文部科学大臣に報告するものとする。

2 大学評価・学位授与機構は、第六条に規定する学位の授与に係る要件及び審査の方法等学位に関し必要な事項を定めて文部科学大臣に報告するとともに、これを官報に公示するものとする。

附 則 (略)

4 京都大学における学生納付金に関する規程

(平成十六年四月一日)
(達示第六十三号制定)

第一条 京都大学（以下「本学」という。）における授業料、入学料、検定料、学位論文審査手数料及び寄宿料（以下「学生納付金」という。）に関しては、この規程の定めるところによる。

第二条 本学において徴収する授業料、入学料及び検定料の額（第六条に定めるものを除く。）は、別表第一のとおりとする。

2 前項の検定料のうち、次の各号の一に該当する場合は、その者の申出により、当該各号に掲げる額を返還するものとする。

一 京都大学通則（昭和二十八年達示第三号。以下次号において「通則」という。）第六条の規定による学部の入学に係る試験を二段階の選抜方法で実施する場合において、出願書類等による第一階目の選抜に合格しなかった者 一万三千円

二 通則第六条の規定による学部の入学に係る試験において、入学の出願を受理した後に本学が大学入試センター試験において受験することを課した

教科・科目を受験していないことにより出願の資格がないことが判明した者 一万三千円

三 通則第七条第二項の規定による学部の編入学に係る試験を二段階の選抜方法で実施する場合において、出願書類等による第一段階目の選抜に合格しなかった者 二万三千円

四 通則第五十三条の十五において準用する通則第三十八条の規定による法科大学院又は経営管理教育部の入学に係る試験を二段階の選抜方法で実施する場合において、出願書類による第一段階目の選抜に合格しなかった者 二万三千円

3 第一項の規定にかかわらず、年度における在学期間が十二月に満たない者の授業料は、当該授業料の年額の十二分の一に相当する額に在学する月数（一月未満の端数があるときは、これを一月とする。）を乗じて得た額とする。

第三条 授業料の徴収は、各年度に係る授業料について、第一期及び第二期の二期に区分して行なうものとし、それぞれの期において徴収する額は、年額の二分の一に相当する額とする。

2 前項の授業料は、第一期にあつては四月、第二期にあつては十月に徴収するものとする。

3 前二項の規定にかかわらず、前条第三項の場合における授業料の徴収は、当該年度における在学期間が第一期及び第二期にまたがるときはそれぞれの期における在学月数に応じた額を当該学生が入学又は復学した月及び十月に徴収し、当該年度における在学期間が第一期又は第二期の期間内のときは当該期における在学月数に応じた額を当該学生が入学又は復学した月に徴収するものとする。

4 第一項及び第二項の規定にかかわらず、学生の申出があつたときは、第一期に係る授業料を徴収するときに当該年度の第二期に係る授業料を併せて徴収するものとする。

第四条 入学料は、入学を許可するときに徴収するものとする。

第五条 検定料は、入学、転学、編入学又は再入学の出願を受理するときに徴収するものとする。

第六条 委託生、科目等履修生、聴講生及び研究生に係る授業料、入学料及び検定料並びに特別聴講学生、特別研究学生に係る授業料の額は、別表第二のとおりとする。

2 前項の授業料は在学予定期間の当初の月に、入学料は入学を許可するときに、検定料は、入学の出願を受理するときに徴収するものとする。

第七条 学位論文審査手数料は、一件当たり五万七千円とし、学位授与の申請を受理するときに徴収するものとする。

第八条 寄宿料の額は、別表第三のとおりとする。

2 寄宿料は、寄宿舎に入舎した日の属する月から退舎する日の属する月まで毎月その月の分を徴収するものとする。ただし、休業期間中の分は、休業期間前に徴収するものとする。

3 前項の規定にかかわらず、学生の申出又は承諾があつたときは、当該年度内に徴収する寄宿料の額の総額の範囲内で、その申出又は承諾に係る額を、その際徴収することができるものとする。

第九条 この規程に定めるもののほか、授業料その他学生納付金に関し必要な事項は、総長が別に定める。

附 則（略）

別表第1（第二条関係）

第1表 学生に係る授業料等（別表第2に掲げるものを除く。）

区 分	授業料(円)	入学料(円)	検定料(円)
学部	535,800	282,000	17,000
大学院研究科	535,800	282,000	30,000
法科大学院	804,000	282,000	30,000
短期大学の学科（専攻科を含む）	390,000	169,200	18,000
転学、編入学、再入学	535,800	282,000	30,000

第2表 平成10年度以前に入学した学生に係る授業料

区分・入学年度	年額（円）
学部・大学院の研究科	
昭和62年度及び昭和63年度	300,000
平成元年度及び平成2年度	339,600
3年度及び平成4年度	375,600
5年度及び平成6年度	411,600
7年度及び平成8年度	447,600
9年度及び平成10年度	469,200
短期大学の学科（専攻科を含む。）	
平成元年度及び平成2年度	248,400
3年度及び平成4年度	274,800
5年度及び平成6年度	300,600
7年度及び平成8年度	326,400
9年度及び平成10年度	342,000

別表第2（第六条関係）

区 分	授業料(円)	入学料(円)	検定料(円)
委託生	1 単位 14,800	28,200	9,800
科目等履修生	1 単位 14,800	28,200	9,800
聴講生	1 単位 14,800	28,200	9,800
研究生	月 額 29,700	84,600	9,800
特別聴講学生	1 単位 14,800	—	—
特別研究学生	月 額 29,700	—	—

委託生等に係る授業料等

別表第3（第八条関係）

区 分	収容定員1人当たり又は収容世帯1世帯当たりの建物（共有部分を含む。）の面積	寄宿料（円）
居室が単身用の場合	18㎡以上20㎡未満	月額 4,300
	20㎡以上25㎡未満	月額 4,700
	25㎡以上	月額 5,900
居室が世帯用の場合	40㎡以上50㎡未満	月額 9,500
	50㎡以上60㎡未満	月額 11,900
	60㎡以上	月額 14,200

- 1 国際交流会館（本館・宇治分館・おうばく分館）に入居する学生に係る寄宿料
- 2 熊野寮に入居する学生に係る寄宿料
……………月額700円
- 3 吉田寮・女子寮・室町寮に入居する学生に係る寄宿料……………月額400円

5 京都大学授業料，入学料免除等規程

（昭和五十三年二月二十一日）
達示第五号制定

（趣旨）

第一条 京都大学における学部及び大学院の授業料の免除，徴収猶予及び月割分納の許可（以下「授業料の免除等」という。）並びに入学料の免除及び徴収猶予（以下「入学料の免除等」という。）に関しては，京都大学通則（昭和二十八年達示第三号。以下「通則」という。）に定めるもののほか，この規程の定めるところによる。

（授業料の免除）

第二条 次の各号に掲げる特別の事由のある者については，願い出により，第一号に掲げる場合にあつては当該期分の授業料の全額又は半額を，第二号及び第三号に掲げる場合にあつては当該事由発生の日

属する期又はその翌期分の授業料の全額又は半額を，それぞれ免除することがある。

- 一 経済的理由によつて授業料の納付が困難であり，かつ，学業優秀と認められる場合
- 二 授業料の納付期限前六月以内（入学した日の属する期分の授業料の免除の場合は，入学前一年以内）において，その者の学資を主として負担する者（以下「学資負担者」という。）が死亡し，又はその者若しくは学資負担者が風水害等の災害を受け，授業料の納付が著しく困難と認められる場合

三 前号に準ずる場合であつて，総長が相当と認める事由がある場合

- 2 次の各号に掲げる特別の事由のある者については，第一号から第三号までに掲げる場合にあつては未納の授業料の全額を，第四号に掲げる場合にあつては月割計算により退学の日属する月の翌月以降の授業料の全額を，それぞれ免除することがある。

- 一 死亡又は行方不明のため除籍された場合
- 二 通則第十二条第四項に定めるもののうち，入学料全額の免除又は入学料の徴収猶予をされなかつた場合において，第八条第二項本文に定める期日までに収めるべき入学料を収めないことにより学生の身分を失つた場合

三 通則第二十五条第二号の規定により除籍され，通則第十四条又は第四十一条の規定による再入学の願出期間を経過した場合

四 授業料の徴収猶予又は月割分納の期間中に退学した場合

- 3 休学する者については，月割計算により休学する日の属する月の翌月（休学する日が月の初日からのときは，その月）から復学の日属する月の前月までの授業料を免除する。ただし，休学する日が授業料の納付期限経過後であつて，授業料の徴収猶予又は月割分納を許可されていない者の当該期の授業料については，この限りでない。

（授業料の徴収猶予及び月割分納の許可）

第三条 次の各号に掲げる特別の事由のある者については，願い出により，当該期分の授業料の徴収を猶予し，又は月割分納を許可することがある。

- 一 経済的理由によつて納付期限までに授業料の納付が困難であり，かつ，学業優秀と認められる場

合

二 行方不明の場合

三 その者又は学資負担者が災害を受け、納付期限までに授業料の納付が困難と認められる場合

四 その他やむを得ない事情により納付期限までに授業料の納付が困難と認められる場合

2 授業料の徴収を猶予された場合の授業料の納付期限は、当該期の末日までとする。

3 授業料の月割分納を許可された場合の月割分納額の納付期限は、毎月末日までとする。

(授業料の免除等の出願手続)

第四条 第二条第一項の規定による授業料の免除又は前条第一項の規定による授業料の徴収猶予若しくは月割分納の許可を受けようとする者は、所定の願書に次の各号に掲げる書類を添え、所定の期日までに、学部学生の場合にあつては当該学部の長を、大学院学生の場合にあつては当該研究科（地球環境学舎を含む。以下同じ。）の長を経て、総長に願出しなければならない。

一 事由書

二 授業料の納付が困難な当該事由を認定することができる市区町村長の証明書

三 その他当該学部又は研究科の長が特に必要と認める書類

2 授業料の免除等の出願期日は、各期の初めに告知する。

3 授業料の免除等の願書並びに第一項第一号及び第二号の書類の様式は、総長が別に定める。

(入学料の免除)

第五条 次の各号に掲げる特別の事由のある者については、願出により、入学料の全額又は半額を免除することができる。

一 大学院の研究科に入学する者で、経済的理由によつて入学料の納付が困難であり、かつ、学業優秀と認められる場合

二 入学前一年以内において、学資負担者が死亡し、又はその者若しくは学資負担者が風水害等の災害を受け、入学料の納付が著しく困難と認められる場合

三 前号に準ずる場合であつて、総長が相当と認める事由がある場合

2 本学の学部において入学料を納付し、入学（編入

学、転入学及び聴講生、研究生等としての入学を除く。）手続を行つた後に、当該学部への入学を辞退し、所定の期日までに本学の他学部に入學手続を行う場合は、願出により、入学料の全額を免除するものとする。

3 次の各号に掲げる特別の事由のある者については、未納の入学料の全額を免除するものとする。

一 入学料の免除又は徴収猶予を願出た後、これに対する決定がなされるまでの間に死亡した場合

二 第八条第二項本文の規定により入学料を納めるべき場合において、その納めるべき期間内に死亡した場合

三 通則第十二条第四項に定めるもののうち、入学料全額の免除又は入学料の徴収猶予をされなかつた場合において、第八条第二項本文に定める期日までに収めるべき入学料を収めないことにより学生の身分を失つた場合

(入学料の徴収猶予)

第五条の二 次の各号に掲げる特別の事由のある者については、願出により、入学料の徴収を猶予することがある。

一 経済的理由によつて納付期限までに入学料の納付が困難であり、かつ、学業優秀と認められる場合

二 入学前一年以内において、学資負担者が死亡し、又はその者若しくは学資負担者が風水害等の災害を受け、納付期限までに入学料の納付が困難と認められる場合

三 その他やむを得ない事情により納付期限までに入学料の納付が困難と認められる場合

2 入学料の徴収を猶予された場合の入学料の納付期限は、当該入学年度内において別に定める。

(入学料の免除等の出願手続)

第六条 第五条第一項の規定による入学料の免除又は前条第一項の規定による入学料の徴収猶予を受けようとする者は、所定の願書に次の各号に掲げる書類を添え、所定の期日までに、学部に入學する者の場合にあつては当該学部の長を、大学院の研究科に入學する者の場合にあつては当該研究科の長を経て、総長に願出しなければならない。

一 事由書

二 入学料の納付が困難な当該事由を認定すること

ができる市区町村長の証明書

三 その他当該学部又は研究科の長が特に必要と認める書類

2 第五条第二項の規定による入学料の免除を受けようとする者は、所定の願書に、本学の学部において入学料を既に納付したことを証明する書類、当該学部への入学を辞退したことを証明する書類及び当該年度に実施された大学入試センター試験の受験票を添え、所定の期日までに総長に願い出なければならない。

3 入学料の免除等の出願期日は、入学する者に通知する。

4 入学料の免除等の願書、第一項第一号及び第二号の書類並びに第二項の入学料を既に納付したこと及び入学を辞退したことを証明する書類の様式は、総長が別に定める。

(選考等)

第七条 授業料の免除等及び入学料の免除等の決定は、学生部委員会の議を経て、総長が行う。

2 前項の規定にかかわらず、第二条第二項の規定による授業料の免除及び第五条第三項の規定による入学料の免除の決定は当該学部又は研究科の長の申出に、第五条第二項の規定による入学料の免除の決定は当該学部の長の申出に基づき、総長が行う。

3 第四条第一項の規定による授業料の免除等の願い出及び前条第一項の規定による入学料の免除等の願い出に対し決定がなされたときは、厚生補導担当の副学長は、学部学生又は学部に入学者の場合にあつては当該学部の長を、大学院学生又は大学院の研究科に入学者の場合にあつては当該研究科の長を経て、その旨を出願者に通知する。

(免除等がなされなかつた授業料等の納付等)

第八条 第四条第一項の規定による授業料の免除等の願い出に対し、免除しない決定、半額を免除する決定、徴収を猶予しない決定又は月割分納を許可しない決定がなされたときは、出願者は、その通知が行われた日から起算して三十日以内に納めるべき授業料を納めなければならない。

2 第六条第一項の規定による入学料の免除等の願い出に対し、免除しない決定、半額を免除する決定又は徴収を猶予しない決定がなされたときは、出願者は、その通知が行われた日から起算して十四日以内

に、納めるべき入学料を納めなければならない。ただし、免除しない決定又は半額を免除する決定がなされたときは、同項の規定による入学料の徴収猶予を願い出ることができる。

(授業料の免除等及び入学料の免除の取消)

第九条 授業料の免除、徴収猶予又は月割分納の許可を受けている者は、その事由が消滅したときは、学部学生の場合にあつては当該学部の長を、大学院学生の場合にあつては当該研究科の長を経て、その旨を遅滞なく総長に届け出なければならない。

2 前項の届出があつたときは、総長は、当該授業料の免除、徴収猶予又は月割分納の許可を取り消す。

3 前項の規定により授業料の免除を取り消された場合にあつては月割計算により当該事由の消滅した月以降の授業料の全額を、徴収猶予又は月割分納の許可を取り消された場合にあつては未納の授業料の全額を速やかに納めなければならない。

第十条 授業料の免除、徴収猶予若しくは月割分納の許可若しくは入学料の免除若しくは徴収猶予を不正の方法により受けた者又は前条第一項の届出を怠つた者に対しては、総長は、学生部委員会の議を経て、それぞれ当該授業料の免除、徴収猶予若しくは月割分納の許可又は入学料の免除若しくは徴収猶予を取り消す。

2 前項の規定により授業料の免除又は入学料の免除若しくは徴収猶予を取り消された場合にあつては授業料又は入学料の全額を、授業料の徴収猶予又は月割分納の許可を取り消された場合にあつては未納の授業料の全額を直ちに納めなければならない。

第十一条 第七条第三項の規定は、第九条及び第十条の規定による授業料の免除等の取消し及び入学料の免除等の取消しがあつた場合に準用する。

(雑則)

第十二条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は、総長が別に定める。

附 則 (略)

6 京都大学学生健康診断規程

(昭和二十九年十二月二十一日)
(達示第十六号制定)

第一条 学生は、本学の行う定期及び臨時の健康診断を受けなければならない。

第二条 疾病その他の事由によつて前条の健康診断を受けることができないときは、その事由を附してあらかじめ所属学部長または所属研究科長（地球環境学舎にあつては学舎長。以下次条において同じ。）に届け出なければならない。

2 前項の事由のなくなつたときは、速やかに健康診断を受けなければならない。

第三条 やむを得ない事情により前条の届出ができない場合においては、その事情のなくなつたとき、速やかに所属学部長又は所属研究科長に届け出、健康診断依頼書の交付を受けて、健康診断を受けなければならない。

第四条 病気休学者が復学するときは、所定の健康診断を受けなければならない。

第五条 この規程による健康診断を受けなかつた者は、当該年度に施行する試験を受けることができない。

附 則（略）

7 京都大学学内掲示等規程

(昭和二十三年十二月七日)
(告示第十三号制定)

第一条 学内周知を目的とする掲示、放送、配布用または撒布用の印刷物、伝単、流旗、プラカード、立看板および広告類の取扱いは、公用のものを除きこの規程による。

第二条 掲示は、京都大学学内団体規程により総長の承認した団体、本学職員、学生、生徒が行なうものに限る。

学外者による掲示については、本学が特に必要と認めた広告類に限り許可することがある。

第三条 掲示を行おうとするときは、教育研究推進本部又は経営企画本部に提出して許可をうけなければならない。許可は、印章を押捺することによつて行

なう。

第四条 掲示は、本学の定める一般掲示所以外の場合に行なつてはならない。

第五条 掲示の大きさは、おおむね日本標準規格B4判以内とする。ただし、関係部局で特に必要と認め、かつ、掲示場所を指定するものに限り日本標準規格B2判（新聞紙二頁大）以内とすることができる。

第六条 学外者に告知することを目的とする集会の掲示の大きさおよび場所については、関係部局の指示に従わなければならない。

なお、立看板は、縦二二〇センチメートル、横四〇センチメートル以内のものとする。

第七条 掲示期間の経過した掲示は、責任者において直ちに撤去しなければならない。

第八条 掲示以外の印刷物、伝単、流旗、プラカード、放送、および広告類については、掲示に準じて取り扱う。ただし、印刷物、伝単については、許可の日付、番号等をこれらに記入することにより許可の印章にかえることができる。

第九条 前各条に反するものは、撤去する。

第十条 部局所属の施設を使用する掲示等は、この規程により当該部局長が取り扱う。

附 則（略）

8 京都大学学内団体規程

(昭和二十六年二月二十八日)
(達示第三号制定)

第一条 本学の職員又は学生生徒が、学内活動を行う団体を結成するときは、この規程による。

第二条 前条の学内団体は、本学の職員、学生生徒又は特定の本学関係者のみをもつて構成しなければならない。

第三条 職員が、学内団体を結成したときは、経営企画本部を経て総長に団体結成届を提出しなければならない。学生生徒のみをもつて又は学生生徒が、他の者と共同して学内団体を結成しようとするときは、教育研究推進本部を経て総長に団体結成願を提出して、その承認をうけなければならない。団体の届出事項を変更したとき又は承認事項を変更しようとするときも、また同じ。

前項の届出又は願出の様式は、別に定める。

第四条 前条により承認をうけた団体に承認事項を守らない行為があつたときは、その承認を取り消すことがある。

承認を受けた団体は、毎年五月十五日までに承認更新届を提出しなければならない。提出のないときは、解散したものとみなす。

第五条 第三条の規定により届出をなし又は承認をうけた団体が、解散したときは、総長に届け出なければならない。

第六条 団体の構成員の所属が部局限りのものについては、この規程により部局長が取り扱う。ただし、学生生徒を含む団体については、部局長は、総長と協議して取り扱う。

附 則（略）

9 京都大学学内集会規程

（昭和二十六年二月二十八日）
達示第二号制定

第一条 総長の管理に属する地域または建物その他の施設を利用する集会は、本学の主催によるもののほか、この規程による。

第二条 集会の主催者は、次のものに限る。

- 一 本学職員、学生生徒の団体で、総長の承認したもの
- 二 官公庁または団体で、そのつど総長の承認するもの

集会の後援者、賛助者等についても、そのつど総長の承認を受けなければならない。

第三条 集会は、次の場合を除き、学外者の参加を許さない。ただし、特別の詮議を経たうえで許可することがある。

- 一 卒業生懇談会、学会、講習会等で当該関係特定人を対象とする場合
- 二 映画会、音楽会、演劇等で単に映写演出のみを行なう場合

第四条 集会の主催者は、教育研究推進本部又は経営企画本部を経て別に定める様式の集会許可願を総長に提出して、その許可を受けなければならない。集会許可願に記載した事項に変更又は追加をしようと

するときも、また同じ。

継続使用の許可を受けている場所において、使用目的の範囲内で集会を行なう場合は、前項の規定にかかわらず、そのつど許可を受けることを要しない。

第五条 集会許可願は、集会の三日前までに、第三条の特別の詮議を経る場合は、五日前までに提出し、許可は、二十四時間前までに受けなければならない。

第六条 主催者、開催場所、参加者の範囲がいずれも部局限りの集会については、この規程によつて部局長が取り扱う。

附 則（略）

10 京都大学学生表彰規程

（昭和十八年一月二十三日）
達示第八十三号制定

（趣旨）

第一条 この規程は、京都大学（以下「本学」という）の学生及び学生団体の表彰に関し必要な事項を定めるものとする。

（名称）

第二条 表彰の名称は、京都大学総長賞とする。

（対象）

第三条 表彰は、次の各号の一に該当する個人又は団体に対して行うものとする。

- （１） 学業において、国際的又は全国的規模の学会等により優れた評価を受け、本学の名誉を高めた個人又は団体
- （２） 課外活動において、国際的又は全国的規模の各種スポーツ、競技、演奏、展示、発表等で優秀な成績を収め、本学の名誉を高めた個人又は団体
- （３） 環境保全、社会福祉、青少年育成、国際交流等のボランティア活動、災害救援、人命救助、海外援助協力等の各種社会活動において、活動実績が認められ、他の学生の範となった個人若しくは団体又は社会的に評価を受け、本学の名誉を高めた個人若しくは団体
- （４） その他前３号に準ずるもので、「京都大学総長賞」に相応しいと認められる個人又は団体

（候補者の推薦）

第四条 本学の教職員及び学生は、前条各号の一に該当すると認められる個人又は団体を別記様式1により総長に推薦することができる。

(学生表彰選考委員会)

第五条 前条により推薦のあった個人又は団体が表彰を受けるに相応しいかどうかを選考するため、本学に、学生表彰選考委員会（以下「委員会」という。）を置く。

第六条 委員会は、次の各号に掲げる委員で組織する。

- (1) 教育・学生担当の理事（以下「担当理事」という。）
- (2) 副学長補佐
- (3) 学生部長
- (4) その他総長が必要と認める者 若干名

2 前項第4号の委員は、総長が委嘱する。

第七条 委員会に委員長を置き、担当理事をもって充てる。

2 委員長は、委員会を招集し、議長となる。

3 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指名する委員が、その職務を代行する。

第八条 委員会は、必要と認めるときは、委員以外の者を出席させて説明又は意見を聴くことができる。

(表彰の決定)

第九条 表彰の決定は、委員会の議を経て、総長が行う。

(表彰方法)

第十条 表彰は、総長が別記様式2による表彰状を授与することにより行う。

2 前項の表彰状にあわせて、記念品を贈呈するものとする。

(事務)

第十一条 表彰に関する事務は、学生部学生課において処理する。

(雑則)

第十二条 この規程に定めるもののほか、学生及び学生団体の表彰に関し必要な事項は、担当理事が定める。

附 則 (略)

11 京都大学学生寄宿舍規程

(昭和三十四年二月十日)
(達示第二号制定)

第一条 本学の学生寄宿舍は、次の各寮とし、厚生補導担当の副学長（以下「副学長」という。）が管理する。

京都大学学生寄宿舍吉田寮

京都大学学生寄宿舍女子寮

京都大学学生寄宿舍熊野寮

京都大学学生寄宿舍室町寮

第二条 各寮における寮生活の運営は、寮生の責任ある自治によるものとする。

2 寮生の自治に関する規則は、寮生がこれを作成し、副学長の承認を得るものとする。その規則を変更しようとするときも同様とする。

第三条 学生寄宿舍は、学部学生に限り入舎させる。

2 学生寄宿舍に入舎を希望する者は、所定の願書に履歴書、事由書及び写真（名刺型半身脱帽）を添え、所定の期日までに、副学長に提出しなければならない。

第四条 入舎する者の選考は、寮生代表の意見をきいて、副学長が行う。

第五条 選考は、書類審査、面接及び健康診断によって行う。

第六条 入舎を許可された者は、所定の期日までに宣誓その他入舎に必要な手続を行わなければならない。

2 正当な事由なく前項の手続を怠り、又は所定の期日までに入舎しないときは、許可を取り消すことがある。

第七条 収容人員に欠員を生じたときは、補欠入舎を許可することがある。

第八条 入舎を許可された者は、寄宿料及び光熱水料を納付しなければならない。

第九条 寄宿料の月額、京都大学における学生納付金に関する規程の定めるところによる。

2 寄宿料は、入舎当月から退舎当月まで、毎月、当月分を十日までに納付しなければならない。ただし、八月分及び九月分は、夏季休業期間開始前に納付するものとする。

3 月の中途において入舎を許可された者は、許可の

あつた日から十日以内に当月分の寄宿料を納付しなければならない。

- 4 寄宿料は、外泊又は旅行等のため居住しないことがあつても納付しなければならない。

第十条 次の各号の一に該当するときは、寄宿料を免除することができる。

- 一 風水害等の災害を受け、寄宿料の納付が困難と認められる場合
- 二 死亡又は行方不明等のため、学籍を除かれた場合
- 三 京都大学通則第二十五条第二号により除籍され、京都大学通則第十四条により再入学願い出の期間を満了した場合

- 2 前項第一号による寄宿料の免除の許可を受けようとする者は、所定の願書に事由書及びその他必要書類を添え、副学長に提出しなければならない。

第十一条 光熱水料の額及びその納期は、別に指示する。

第十二条 受理した寄宿料及び光熱水料は、返還しない。

第十三条 在学期間は、入学年から起算して、正規の卒業年までとする。

第十四条 退舍しようとする者は、その事由を記した退舍願を副学長に提出しなければならない。

第十五条 学籍を失つたとき及び休学を許可され、又は命ぜられたときは、退舍しなければならない。

第十六条 次の各号の一に該当するときは、退舍させることがある。

- 一 学生寄宿舎の秩序を乱した場合
- 二 健康上集団生活に不相当と認められた場合
- 三 所定の期日までに寄宿料及び光熱水料を納付しない場合

- 2 前項第一号に該当することにより退舍させる場合は、寮生代表及び当該寮生の意見を聴取するものとする。

附 則（略）

12 京都大学総合体育館規程

（昭和四十七年三月九日）
達示第十号制定

第一条 本学に総合体育館（附属プールを含む。以下同じ。）を置き、本学における体育活動及び本学の行う式典のためにこれを用いる。

第二条 総合体育館は、厚生補導担当の副学長が管理する。

- 2 総合体育館の管理に関する重要事項は、学生部委員会において審議する。

第三条 総合体育館は、この規程に定めるもののほか、総長が別に定める使用規則の定めるところにより使用するものとする。

第四条 総合体育館に関する事務は、学生部学生課において処理する。

附 則（略）

13 京都大学総合体育館使用規則

（昭和四十七年三月九日）
総長裁定制定

第一条 京都大学総合体育館規程（以下「規程」という。）第一条の京都大学における体育活動とは、次の各号に掲げるものをいう。

- 一 保健体育科目の体育実技
- 二 本学又は京都大学体育会（以下「体育会」という。）若しくはそれに所属する運動部の主催又は共催にかかる体育大会
- 三 体育会に所属する運動部の課外体育活動
- 四 前各号に掲げる以外の本学学生及び教職員の体育活動
- 五 その他厚生補導担当の副学長（以下「副学長」という。）が特に総合体育館の使用を適当と認める体育活動

- 2 規程第一条の本学の行う式典とは、入学式、卒業式、学位授与式及び創立記念式をいう。

第二条 副学長は、この規則に定めるもののほか、総合体育館（附属プールを含む。以下同じ。）の使用に関する重要事項について、総合体育館運営会議（以下「運営会議」という。）に諮り、その意見を聴くものとする。

- 2 運営会議の構成その他必要な事項は、副学長が別に定める。

第三条 総合体育館の開館期間等は、次のとおりとする。

施設名	開館期間	開 館 時 間
体育館	年間を通じて	(月曜日から金曜日まで) 午前八時三十分から午後九時まで。ただし、第二武道場については、午後九時三十分まで (日曜日・土曜日・国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第百七十八号。以下「祝日法」という。）に規定する休日) 午前九時から午後六時まで
附属プール	四月上旬から十月上旬まで	(月曜日から金曜日まで) 午前八時三十分から午後八時まで（日曜日・土曜日・祝日法に規定する休日） 午前九時から午後六時まで

2 総合体育館の休館日は、次のとおりとする。

- 一 毎月の第三日曜日
- 二 十二月二十九日から翌年一月三日まで

3 前二項の規定にかかわらず、副学長は、特別の事情があるときは、運営会議に諮り、開館時間を変更し、休館日に臨時に開館し、又は前項の休館日以外の日に休館することができる。

第四条 高等教育研究開発推進機構長は、総合体育館の第一条第一項第一号の使用について、学年の初日の十日前までに、別に定める様式による当該学年の使用計画書を副学長に提出するものとする。

2 総合体育館の使用が第一条第一項第二号に規定する本学の主催又は共催に係る場合及び総合体育館を同条第二項に規定する式典に使用する場合は、主管部長において、使用しようとする日（二日以上にわたるときには、その初日。以下「使用日」という。）の属する月の初日の十日前までに、別に定める様式による使用計画書を副学長に提出するものとする。

第五条 総合体育館を使用しようとする者は、前条において別段の定めのある場合を除くほか、次の各号の定めるところにより使用承認申請書を副学長に提出し、その承認を受けなければならない。

- 一 第一条第一項第二号及び第三号の使用の場合
体育会において、これらの使用についての月間の使用計画を調整の上、これを取りまとめ、毎月その初日の十日前までに、別記様式第一による当該月の使用承認申請書を提出する。

二 同条第一項第四号の使用の場合

原則として使用日の属する月の初日の十日前までに、別記様式第二による使用承認申請書を提出

する。

三 同条第一項第五号の使用の場合

使用日の属する月の初日の十日前までに、別記様式第三による使用承認申請書を提出する。

- 2 副学長は、第一条第一項第五号の使用に係る前項の申請があつた場合において、その使用を承認するには、あらかじめ運営会議に諮るものとする。
- 3 総合体育館の使用の承認、不承認の結果は、これを申請者に通知するものとする。

第六条 前条の規定は、総合体育館の使用の承認を受けた者が、その使用を変更しようとする場合に準用する。ただし、申請書の提出は、あらかじめ速やかに、これを行えば足りる。

- 2 総合体育館の使用の承認を受けた者が、その使用を中止しようとする場合には、速やかに、その旨を副学長に届け出なければならない。

第七条 第一条第一項第五号の使用の場合には、別に定める使用料を徴収するものとする。

第八条 総合体育館を使用する者は、次の各号に掲げる事項を守らなければならない。

- 一 承認を受けた使用目的及び使用時間以外に使用しないこと。
- 二 館内設備、器具等を無断で使用し、又は移動させないこと。
- 三 使用後は、速やかに清掃し、設備、器具等を使用前の状態に復すること。
- 四 施設、設備、器具等を滅失、損傷又は汚損したときは、直ちに、その旨を副学長に報告し、必要な場合には、速やかに原状回復に要する経費の額を弁償すること。
- 五 その他副学長が運営会議に諮って定める使用上の心得に違反しないこと。

第九条 この規則又は使用上の心得に違反して総合体育館を使用したときは、副学長は、その使用を中止させることができる。

附 則（略）

14 京都大学北白川スポーツ会館規則

(昭和五十七年八月二十四日)
(総長裁定制定)

第一条 京都大学北白川スポーツ会館（以下「会館」という。）の管理及び利用に関しては、この規則の定めるところによる。

第二条 会館は、厚生補導担当の副学長（以下「副学長」という。）が管理する。

第三条 会館は、次の各号に掲げる体育活動のための利用に供する。

- 一 京都大学体育会に所属する運動部の体育活動
- 二 その他本学における体育活動で副学長が適当と認めるもの

第四条 会館を利用しようとする者は、あらかじめ所定の申請書を副学長に提出し、その承認を受けなければならない。

第五条 会館の利用の承認を受けた者（以下「利用者」という。）は、会館の利用に際しては、副学長が定める方法に従わなければならない。

第六条 利用者は、故意又は過失により会館の施設若しくは設備をき損し、又は滅失したときは、その原状回復に要する経費を負担しなければならない。

第七条 申請書の受付、施設の鍵の管理その他会館に関する事務は、学生部学生課において処理する。

第八条 この規則に定めるもののほか、会館の管理及び利用に関し必要な事項は、副学長が定める。

附 則（略）

15 京都大学白馬山の家使用規程

(昭和四十五年七月一日)
(総長裁定制定)

第一条 京都大学白馬山の家（以下「山の家」という。）の使用に関しては、この規程の定めるところによる。

第二条 山の家を使用することのできる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- 一 京都大学の学生
- 二 京都大学教職員その他厚生補導担当の副学長（以下「副学長」という。）が特に認めた者

第三条 使用を希望する者は、使用日の二日前までに、別記様式一による使用願書を副学長に提出し、その許可を受けなければならない。

第四条 使用期間は特別の事情のある場合を除き、七日を超えることができないものとする。

第五条 使用を許可された者（以下「使用者」という。）は、一人一泊につき百二十円の使用料を前納しなければならない。

2 一たん納付された使用料は、返還しない。

第六条 副学長は、使用料が納付されたときは、別記様式二による使用許可証を当該使用者に交付する。

第七条 使用者は、別に定める山の家使用者心得を遵守しなければならない。

附 則（略）

16 京都大学白馬山の家管理要項

(昭和四十五年七月一日)
(総長裁定制定)

一 白馬山の家（以下「山の家」という。）の管理責任者は、厚生補導担当の副学長とする。

二 管理責任者は、山の家管理一人一名を置き、次に掲げる職務を担当させる。

(一) 開設期間中（使用者がある日）

- 1 使用者の確認
- 2 学生課への連絡及び報告
- 3 火災防止

電気及びガス器具、消火器具、防火用水、給排水設備、重油、白灯油、LPガス、薪等燃料保管状況等の点検

- 4 設備、備品等の管理
- 5 清掃及び除雪作業
- 6 暖房、入浴等の世話
- 7 使用者への食事提供

(二) 開設期間外及び開設期間中（使用者がない日）

- 1 一日四回（九時、十二時、十五時、十七時）建物内外の見回り
- 2 異常のある場合を除き、定期（毎週月、水、金曜日）現状の報告

三 山の家運営について、体育会は次の事項を行う。

(一) 使用希望者の使用願書等の受付事務

- (二) 受付後、使用願書（使用料金を添えて）を学生課に直ちに送付する。
- (三) 使用者の食事申込み受付
- (四) 使用者との連絡調整

四 山の家開設期間

- (一) 夏期・秋期 七月十日から十月三十一日
 - (二) 冬期・春期 十二月十日から五月五日
- ただし、特別の事情がある場合は、開設期間を変更することがある。

五 施設使用料は、次の各号に該当する場合は、必要としない。

- (一) 大学が企画する行事
- (二) 体育会が主催する行事

六 山の家に関する事務は、学生部学生課において行う。

附 則（略）

17 京都大学白浜海の家使用規程

（昭和四十八年四月十六日）
総長裁定制定

第一条 京都大学白浜海の家（以下「海の家」という。）の使用に関しては、この規程の定めるところによる。

第二条 海の家を使用することのできる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- 一 京都大学の学生
- 二 京都大学教職員、その他厚生補導担当の副学長（以下「副学長」という。）が特に認めた者

第三条 使用を希望する者は、使用日の二日前までに、別記様式一による使用願書を副学長に提出し、その許可を受けなければならない。

第四条 使用期間は特別の事情のある場合を除き、七日を超えることができないものとする。

第五条 使用を許可された者（以下「使用者」という。）は、一人一泊につき百三十円の使用料を前納しなければならない。

2 一たん納付された使用料は、返還しない。

第六条 副学長は、使用料が納付されたときは、別記様式二による使用許可証を当該使用者に交付する。

第七条 使用者は、別に定める海の家の使用者心得を遵守しなければならない。

附 則（略）

18 京都大学白浜海の家管理要項

（昭和四十八年四月十六日）
総長裁定制定

一 白浜海の家（以下「海の家」という。）の管理責任者は、厚生補導担当の副学長とする。

二 管理責任者は、海の家に管理人一名を置き、次に掲げる職務を担当させる。ただし、使用者のない日にあつては、建物内外の見回り（一日三回十時、十四時、十七時）を担当させる。

- (一) 使用者の確認
- (二) 学生課への連絡及び報告
- (三) 火災、盗難の防止
電気器具、消火器具、給排水器具の点検、白灯油、LPガスの安全確認

(四) 設備備品等の管理

(五) 清掃作業

(六) 入浴等の世話

(七) 使用者への食事提供

三 海の家の運営について、体育会は次の事項を行う。

- (一) 使用希望者の使用願書等の受付事務
- (二) 受付後、使用願書（使用料金を添えて）等を学生課に直ちに送付する。
- (三) 使用者の食事申込み受付
- (四) 使用者との連絡調整

四 海の家の開設期間

年間を通じて開設する（十二月二十九日から翌年一月三日までの間は除く。）。ただし、特別の事情がある場合は、開設期間を変更することがある。

五 施設の使用料は、次の各号に該当する場合は、必要としない。

- (一) 大学が企画する行事
- (二) 体育会が主催する行事

六 海の家に関する事務は、学生部学生課において行う。

附 則（略）

19 京都大学笹ヶ峰ヒュッテ規則

（平成十二年三月七日）
総長裁定制定

第一条 京都大学笹ヶ峰ヒュッテ（以下「ヒュッテ」

という。)の管理及び利用に関しては、この規則の定めるところによる。

第二条 ヒュッテは、厚生補導担当の副学長（以下「副学長」という。）が管理する。

第三条 ヒュッテは、次の各号に掲げる体育活動のための利用に供する。

- 一 京都大学体育会に所属する運動部の体育活動
- 二 その他本学における体育活動で副学長が適当と認めるもの

第四条 ヒュッテを利用しようとする者は、あらかじめ所定の申請書を副学長に提出し、その承認を受けなければならない。

第五条 ヒュッテの利用の承認を受けた者（以下「利用者」という。）は、ヒュッテの利用に際しては、副学長が定める方法に従わなければならない。

第六条 利用者は、故意又は過失によりヒュッテの施設若しくは設備をき損し、又は滅失したときは、その原状回復に要する経費を負担しなければならない。

第七条 申請書の受付、施設の鍵の管理その他ヒュッテに関する事務は、学生部学生課において処理する。

第八条 この規則に定めるもののほか、ヒュッテの管理及び利用に関し必要な事項は、副学長が定める。

附 則（略）